

## 沼津市特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（共同企業体方式による施工が必要であると認められる場合において、建設工事の特性に着目して、当該建設工事ごとに結成される共同企業体をいう。以下同じ。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事)

第2条 特定建設工事共同企業体が発注することができる建設工事は、技術的難度の高い建設工事又は共同施工を通じて建設業者間の技術移転を促進する効果があると認められる建設工事で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設計金額がおおむね5億円以上の土木工事
- (2) 設計金額がおおむね10億円以上の建築工事
- (3) 設計金額がおおむね2億5千万円以上の設備工事

2 前項に規定する建設工事以外の建設工事であっても、特定建設工事共同企業体による共同施工により、事業の円滑かつ効果的な運営が確保できると認められるものについては、同項の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体が発注することができる。

(発注工事の選定)

第3条 沼津市建設業者指名委員会（以下「指名委員会」という。）は、前条に規定する特定建設工事共同企業体の対象となる工事のうちから、当該工事の規模、内容等を勘案して、特定建設工事共同企業体が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）を選定する。

(構成員の数)

第4条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とし、発注工事ごとに定めるものとする。

(構成員の組合せ)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せに係る要件は、次のとおりとする。

- (1) 発注工事に対応する工種について、沼津市が発注する建設工事の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示（平成16年告示第24号。以下「資格告示」という。）に基づく入札参加資格の認定を受けている者による組合せであること。
- (2) 発注工事に対応する工種別の等級区分が設けられている場合は、最上位等級に格付された者の組合せであること。
- (3) 次条第3号又は第9条第3号の規定により別途要件を定める場合にあつては、当該要

件を満たす者による組合せであること。

(構成員の要件)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員は、資格告示第1項第1号ア及びイに規定する要件のほか、次に掲げる要件を満たす者とする。この場合において、特定建設工事共同企業体の構成員は、当該発注工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 発注工事に対応する工種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を有しての営業年数が、5年以上であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 発注工事に対応する要件を別途定める場合には、当該要件を満たすこと。

(結成方法)

第7条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率の最少限度基準)

第8条 特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、2者による場合にあっては30パーセント以上と、3者による場合にあっては20パーセント以上とする。

(代表構成員の要件)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 構成員の中で、より大きな施工能力を有する者（等級の異なる者による組合せにあっては、上位等級の者）であること。
- (2) その出資比率が構成員中最大であること。
- (3) 代表構成員の要件を別途定める場合には、当該要件を満たすこと。

(別途要件)

第10条 第6条第3号又は前条第3号に規定する要件を別途定める場合は、指名委員会の議を経て定めるものとする。

(存続期間)

第11条 特定建設工事共同企業体は、発注工事の完成後においても残務整理等に必要な期間として、請負契約の履行後3月以上存続しなければならない。

(資格の公告)

第12条 特定建設工事共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨

- (2) 発注工事の工事名、工事箇所、工事概要及び工事完成期限
- (3) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- (4) 構成員の数、組合せ及び要件並びに代表構成員の要件
- (5) 特定建設工事共同企業体の結成方法、出資比率の最少限度基準及び存続期間
- (6) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

2 前項の規定による公告は、公告（例）（別記1）に準拠して行うものとする。

（資格審査の申請）

第13条 入札参加資格の審査を申請しようとする特定建設工事共同企業体は、指定された期日までに、建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）に資格認定のため必要と認められる資料各1部を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類のうち、共同企業体協定書の写しを作成するに当たっては、協定書（例）（別記2）を参考とした協定書を締結するものとする。

（資格の認定）

第14条 指名委員会は、前条の規定により提出された書類、資料等に基づき作成される特定建設工事共同企業体入札参加資格審査表（第2号様式）により、特定建設工事共同企業体の入札参加資格の認定の可否を審議するものとする。

2 市長は、前項の規定による指名委員会の審議結果に基づいて特定建設工事共同企業体の入札参加資格の認定又は非認定を行うものとし、その結果を特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 特定建設工事共同企業体の入札参加資格が認定されなかった者は、市長に対し、当該非認定の理由について説明を求めることができる。この場合においては、指定の期日までに書面を提出することにより行うものとする。

4 市長は、前項の規定により非認定の理由について説明を求められたときは、速やかに書面により回答するものとする。

（契約方式）

第15条 第12条の規定により公告を行った発注工事に係る契約の相手方の決定は、前条第2項の規定により入札参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体を対象として、一般競争入札又は、指名競争入札の方法により行うものとする。

（編成表の提出）

第16条 発注工事に係る請負契約を締結した特定建設工事共同企業体は、速やかに特定建設工事共同企業体編成表（第4号様式）を作成し、市長に提出しなければならない。当該編成表の記載内容に変更を生じた場合も、同様とする。

(情報の提供)

第17条 市長は、特定建設工事共同企業体の自主結成に当たって必要と認める情報をできるだけ提供するものとする。ただし、法令等の規定により公表を禁止されている事項、企業秘密に属する事項その他公表することにより公務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める事項については、この限りでない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特定建設工事共同企業体の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成9年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式

## 建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

(あて先) 沼津市長

共同企業体の名称

共同企業体の代表者の  
住所、名称及び代表者

印

共同企業体の構成員の  
住所、名称及び代表者

印

今般、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、を代表者とする  
建設工事共同企業体を結成し、貴市所管の建設工事の入札に参加致したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の申請をします。  
なお、この建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 工事名
- 2 希望する工事に関し構成員が受けている建設業許可の状況

構成員の名称	許可 行政庁	許可番号	工事業		工事業	
			般特別 年度別	許可年月日	般特別 年度別	許可年月日
	国土交通大臣 知 事	第 号	般— 特	年 月 日許可	般— 特	年 月 日許可
	国土交通大臣 知 事	第 号	般— 特	年 月 日許可	般— 特	年 月 日許可
	国土交通大臣 知 事	第 号	般— 特	年 月 日許可	般— 特	年 月 日許可

第2号様式

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査表

工事名

工事

番号	共同企業体の名称	代表構成員	成立日	存続期間	構成員	許可種類	出資割合	評点等	自己資本額	職員数	営業年数	平均年間完成工事高
1												
2												
3												
4												
5												

第3号様式

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書

第 号  
年 月 日

特定建設工事共同企業体 様

沼津市長 氏 名 ㊟

下記の建設工事に係る特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査申請の審査結果を通知します。

記

- |             |        |
|-------------|--------|
| 1 工事名       | 工事     |
| 2 審査結果      | 認定・非認定 |
| 3 非認定の場合の理由 |        |

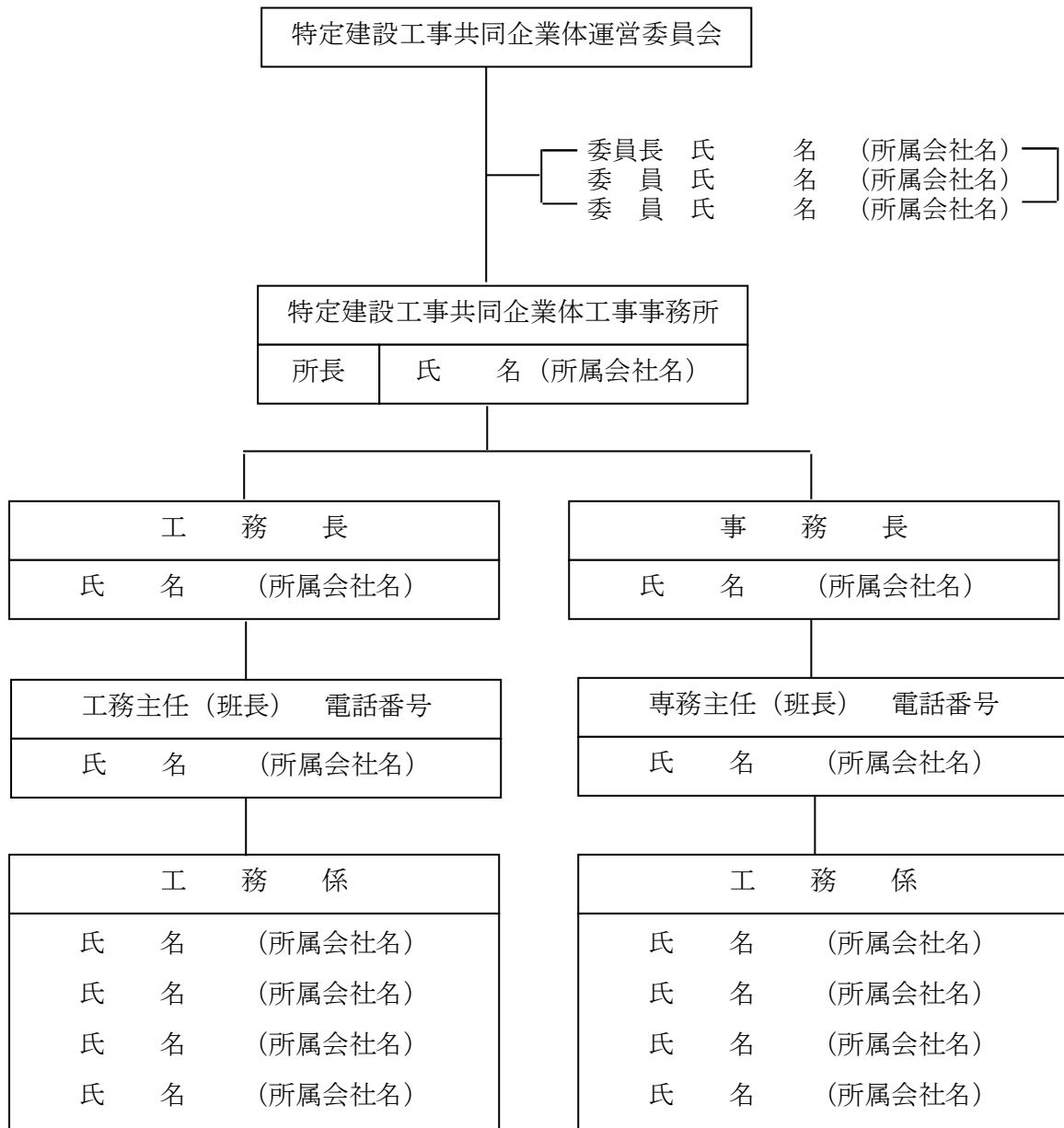
(注) 入札参加資格が認定されなかった特定建設工事共同企業体は、年 月 日まで  
に、書面を提出することにより、その理由の説明を求めることができる。

第4号様式

特定建設工事共同企業体編成表

年 月 日作成

(共同企業体名) 特定建設工事共同企業体



注) 1 この表は、標準例であり、実情に応じて適宜作成すること。



別記1（第12条関係）

公 告（例）

下記の建設工事について、沼津市特定建設工事共同企業体取扱要綱に規定する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による〇〇競争入札を行うので、当該共同企業体の入札参加資格審査の申請方法その他必要な事項を公告する。

〇年〇月〇日

沼津市長 氏 名 ⑩

記

1 入札に付する事項

(1) 入札番号 第 号

(2) 工事名

(3) 工事箇所 沼津市〇〇

(4) 工事概要 ※ 適宜記載すること。

(5) 工事完成期限

2 入札参加資格審査の申請方法

(1) 受付期間

〇年〇月〇日（〇）から〇年〇月〇日（〇）まで（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）

(2) 受付場所

財務部契約検査課

(3) 提出書類

ア 建設工事入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体に係る協定書の写し

ウ 各構成員に係る経営事項審査結果通知書の写し

エ ウの通知書の数値の集計表

オ ※ 公告ごとに必要と認める書類を適宜追加すること。

(4) 提出書類の取扱い

ア 提出書類の作成費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類は、提出者に無断で他の用途に使用しない。

ウ 提出書類は、返却しない。

(5) 提出部数

各1部とする。

3 共同企業体の資格要件

(1) 構成員の数

2者（又は3者）とする。

(2) 構成員の組合せ

代表構成員の要件を満たす者1者とその他構成員の要件を満たす者1者（又は2者）との組合せとすること。ただし、各構成員は、本件工事に係る他の共同企業体の構成員となることはできない。

(3) 結成方法

自主結成とする。

(4) 出資比率の最少限度基準

構成員の出資比率の最少限度基準は、30パーセント（3者による組合せの場合にあっては、20パーセント）以上とする。

(5) 存続期間

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間とする。

ア 本件工事の請負契約の相手方となった共同企業体

成立してから、本件工事の請負契約の履行後3月以上は存続すること。

イ 本件工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体

成立してから、本件工事の請負契約が締結された日まで存続すること。

(6) 構成員の要件

ア 共通の要件

① 沼津市の建設工事請負契約に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。

② 本件工事に対応する工種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を有しての営業年数が、5年以上あること。

③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（第167条の11第1号において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

④ 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。

⑤ 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成4年7月1日施行）に基づく入札参加停止の期間中でないこと。

⑥ 公告ごとに別途要件を定める場合は、適宜追加すること。

イ 代表構成員の要件

① 構成員の中で、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率が最大であること。

② ※ 公告ごとに別途要件を定める場合は、適宜追加すること。

ウ その他構成員の要件

① ※ 公告ごとに別途要件を定める場合は、適宜追加すること。

#### 4 入札参加資格審査結果の通知

(1) 入札参加資格審査の結果は、○年○月○日（○）までに通知する。

(2) 入札参加資格が認定されなかった共同企業体は、次に掲げるところにより、その理由の説明を求めることができる。

ア 請求期限 ○年○月○日（○）

イ 請求方法 書面により提出すること。

ウ 提出場所 財務部契約検査課

エ その他 説明請求に対する回答は、○年○月○日（○）までに行う。

別記2（第13条関係）

特定建設工事共同企業体協定書（例）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 沼津市発注に係る〇〇工事（当該工事内容の変更を伴う工事を含む。以下単に「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇年〇月〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後〇月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇建設株式会社
- (2) 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

- (1) 〇〇建設株式会社 〇%
- (2) △△建設株式会社 △%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

**(構成員の責任)**

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

**(取引金融機関)**

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

**(決算)**

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該建設工事について決算するものとする。

**(利益金の配当の割合)**

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

**(欠損金の負担の割合)**

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

**(権利義務の譲渡の制限)**

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

**(工事途中における構成員の脱退に対する措置)**

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

**(構成員の除名)**

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

**(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)**

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

**(代表者の変更)**

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

**(解散後の契約不適合責任)**

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

**(協定書に定めのない事項)**

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

〇年〇月〇日

〇〇市〇〇町〇〇番地  
〇〇建設株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 ⑩

〇〇市〇〇町〇〇番地  
〇〇建設株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 ⑩